

第三章 ロシアの資源戦略と新規資源開発・パイプライン敷設計画の現状と展望（平成16年2月脱稿）

*なお、太平洋パイプラインについては第4章参照

1. 2020年までのロシア・エネルギー戦略

(1) 特徴と詳細

(a) 「2020年までのロシア・エネルギー戦略」の位置付け

2003年8月28日、ロシア政府は「2020年までのロシア・エネルギー戦略」⁽¹⁾（以下、「長期エネルギー戦略」）を採択した。この長期エネルギー戦略は、想定されるいくつかの経済発展シナリオを基に、需給、生産、輸出、輸送、資源の探査・開発、資金需要などエネルギー部門に関連する各要素について、可能な限り現実的な見通しを予測したものであり、今後の中長期的なロシアのエネルギー政策の指針となるものである。他方、この長期エネルギー戦略は政府が承認したものとは言え、法的拘束力を持たない。関連各企業に履行を義務付けるものではない反面、この戦略を実現するにあたって政府に求められる税制度などの政策措置や対外経済関係などの国際的措置については、整備が進められることになる。

今回の長期エネルギー戦略は、2001年に採択された「2020年までを期間とするエネルギー戦略」同様、エネルギー省のホームページにドラフト段階から内容が公開されている。長期エネルギー戦略の内容について、表現は抽象的であり、具体的な実現手段の記述に欠けるとの評価もある。現実には、2001年版と対比すると、ページ数に大きな変化はないものの、視覚を重視しグラフ表記を多用した結果、情報量が限定的になっている。とはいえ、ロシアの長期的なエネルギー戦略の方向性を見る上で、重要性が減殺される訳ではなく、政策資料として十分な価値を持つものと評価される。

(b) 長期エネルギー戦略の全体像と前提条件

長期エネルギー戦略は10章で構成されており、政策部分は8つの要素から成り立っている。8つの政策部分の冒頭の基本政策はまさに戦略そのものを規定する項目であり、ここで最重要の4つの課題が設定されている。第一に、エネルギー安全保障を確保する観点から、設備の近代化、殊に、探鉱、開発から生産、輸送にいたるエネルギーの全部門における設備の近代化、ならびに、資源基盤、即ち、有望地域、特に、未開発地域や条件の劣悪な地域における埋蔵量の確保を取り上げている。第二に、エネルギー効率の向上は重要な政策の1つであり、対GDPエネルギー

消費原単位(単位当たり GDP を生産するために要する一次エネルギー量)が西側の 2~3 倍である現状に鑑みて、大幅な省エネルギーが不可欠とされ、それを実現する上で、奨励措置や罰則などが梃子にされると述べられている。第三に、財政面での措置の効率化の重視である。事業リスクの軽減や許認可事項の削減によって事業環境を改善すること、税制や法制度を整備すること、また、価格体系を改めることに重点が置かれる。第四に、環境問題にも政策上の重大な関心が払われている。

8 つの政策部分のうちの残る 7 つの政策要素は、効率的な開発を目的とする地下資源利用、自由市場を念頭に置いた国内エネルギー市場の創設、生産・利用・輸出の合理的なエネルギー・バランスの実現、地域差を前提とした地域エネルギー政策の策定、所得水準の向上など社会問題に関連する政策、国益重視の視点に立ったエネルギー外交の実施が上げられるとともに、関連するサブプログラムなどを含む政策実現の手順が示されている。

長期エネルギー戦略では 4 つの発展シナリオが想定されており、それぞれの前提条件として、幾つもの要素が想定されているが、ここでは、ベースとなる堅調(moderate)シナリオと最大可能を示す楽観(optimistic)シナリオの 2 つについて、主要な要素を取り上げる。GDP 成長率(2000 年比)は、前者では 2.3 倍、後者では 3.3 倍とされ、これは、2003 年の大統領年次教書で強調された 10 年で GDP を倍増させる基本方針より低い伸びを想定していることになる。投資(固定資本投資)は前者で 3.6 倍、後者では 7 倍を見込んでいる。資金の出所とその現実性については、引き続き、検討されるべき課題と思われる。油価(ウラルブレンドのバレル当たり)とガス価(千 m³当たり)は、前者は期間平均で 18.5 ドル、118.5 ドルとし、後者は 2020 年時点で 30 ドル、138 ドルとし、どちらかと言うと堅実な予測値と思われる。堅調シナリオでは、省エネルギーの数値目標が掲げられており、対 GDP 消費原単位は 2000 年比で 2010 年には 25~27%、2020 年では 42~46%削減とされている。この実現の可否については、前述した政策課題で取り上げた経済的な梃子に加えて、消費者の抜本的な意識改革と省エネルギー機器の普及が不可欠とされる。前提条件の中で経済構造に触れる要素として、鉱工業総生産に占めるエネルギー産業の比率についての記述がある。2000 年時点で 29.5%であったこのシェアは、両シナリオともに 2020 年で 20%を切ることを想定している。エネルギーに強度に依存しているロシア経済を均衡を保って発展させることは、プーチン政権 2 期目の最重要課題の 1 つとされ、2003 年に策定された中期経済発展予測では、2005 年には、鉱工業総生産に占める資源部門と製造・加工部門の立場が逆転することを見込んでいるが、エネルギー戦略においても、資源部門の成長を維持しながら製造・加工分野の発展を促すことが想定されていることになる。

(c) エネルギー生産見通し

2020年における一次エネルギーの生産高は12億6,700万～14億2,100万toe(石油換算トン)とされ、2000年に比べて、率では28%(堅調シナリオ)～43%(楽観シナリオ)の、量的には2億7,000万toe余～4億3,000万toe弱の伸びとされている。

石油生産見通しの特徴は、堅調・楽観いずれのシナリオも、2005年までの伸びを大きくとり(前者で30%=平均年率5.3%、後者で37%=平均年率6.6%)、それ以降の15年間では漸増(前者で7%=平均年率0.5%弱、後者で17%=平均年率1%)を想定していることである。もう1つの特徴は、生産の重点は、引き続き、西部シベリアであり、同地域は2010年までの増産の77～85%を占め、石油増産の主役を担うが、同年をピークに減産に入り、代わって、東部シベリアと極東地域がそれを補い、増産の中心とされていることである。因みに、東部シベリア・極東地域の20年間の増産高は5,600万～1億トン(約4億～7.2億バレル)とされ、全増産高1億2,600万～1億9,600万トン(約9億～14.1億バレル)の44～51%を占めるシナリオである。

天然ガスの生産見通しを見ると、著しい伸びは想定されていない。エネルギー戦略が対象期間とする20年間の増産幅は量で960億～1,460億m³(約3.4兆～5.2兆cf)、率で16～25%(平均年率0.8～1.1%)である。特徴として挙げられることは、先ず、石油同様、西部シベリアでの生産が2010年で頭打ちになり、ロシア全体に占める同地域のシェアは、2000年の91%から2020年には75%内外に落ちることである。東部シベリア・極東地域でのこの間の増産は1,060億～1,370億m³(約3.7兆～4.8兆cf)と想定されている。2つ目の特徴はガスプロム社および独立系ガス生産者の位置付けである。1990年代には全天然ガス生産の9割以上を占めていたガスプロムのシェアは、2000年に9割を、2020年には8割を下回ることが想定されている。それを補うのは、石油会社と独立系ガス会社であり、その生産高は2000年の倍増とされている。もともと、このシナリオが実現されるためには、独立系業者が生産するガスが、消費者に届けられるメカニズム、例えば、地元で消費できる、パイプラインへのアクセスが確保される、あるいは、ガスプロムが妥当な価格で買い付ける、などの措置が不可欠とされる。

近年、一次エネルギー生産に占める天然ガスのシェアが高まりつつあったが、長期エネルギー戦略では、上述の如く、生産高で石油の伸びが天然ガスの伸びを上回ることが想定されていることから、戦略の対象期間においては、これが低下傾向を示すことになる。すなわち、石油と天然ガスが一次エネルギー生産に占める構成比は、2000年には32.6%と41.2%であったが、長期エネルギー戦略によると、2020年には35.5～36.6%と42.9～41.1%になり、天然ガスの1位は揺るがないものの、石油のシェアが上がる想定となっている。

(d) エネルギーの輸出見通し

長期エネルギー戦略では生産の伸びより国内需要の伸びを多少低く抑えており、輸出が著しく増える見通しである。すなわち、輸出高は2000年の3億8,300万 toe から2020年には5億5,700万～6億2,700万 toe へと、量で1億7,000万～2億4,000万 toe、率で45～63%と著増することが見込まれている。中でも、石油は48～70%の増大で、天然ガスの41～45%増に比べると意欲的である。輸出戦略で特徴的なことは、アジア圏向けの輸出が本格的に始まることである。石油については、今の段階ではアジア諸国への輸出は限定的であるし、天然ガスにいたっては、輸出のためのインフラストラクチャーすら出来ていない。ロシアは従来から東方向へのエネルギー輸出を重要政策の1つに掲げ続けてきたが、今次戦略では、戦略最終年に石油については全輸出の30%を、天然ガスについては15%をアジア圏への輸出にあてるとして、実現への意欲を示している。

2020年時点の生産と輸出との関係を見ると、エネルギー戦略によると、一次エネルギー全体では生産の44%程度(2000年では39%弱)が、石油は約67%(同じく64%弱)が、天然ガスでは約4割(同じく33%)が輸出に向けられる想定であり、エネルギー部門では、石油を中心として、輸出への依存が高まることになる。

(e) エネルギー戦略実現に当たっての2つの課題

当戦略を実現するためには、前述した8つの基本政策を中心とする多岐多様な課題が整合性とバランスを取って解決されなければならないが、ここでは、そのうちの最重要要素を2点に絞って考察しておきたい。生産の可能性を見る上で埋蔵量を、輸出・消費の妥当性を判断する上で輸送インフラストラクチャーを見ることとする。なお、世界のエネルギー需給や中東情勢などの国際環境も戦略の成否を決定する重要な要素の1つであることは言うまでも無いことである。

まず、埋蔵量の補充状況を示す replacement ratio (RR=同一年の生産高に対する新規発見埋蔵量の比)について述べる。1991年にRRは石油では2を、天然ガスでは2.7を示していたが、1994年にいずれも1を下回り、それ以降、石油は1を超えておらず(2002年に1強の値を示したとの報道もあったが、政府資料では0.66程度の値に留まっている)、他方、天然ガスは2000年に1を超えたものの、2003年には再び1以下に下がった。これに関連して次の2点を指摘しておきたい。

1つは、開発・生産の過程で埋蔵量成長が見られることが多いが、ロシア政府が発表している新規発見(追加)埋蔵量にはこの成長分が含まれていないと思われるので、RRを重視し過ぎる必要はない、と言う点である。当報告書は、生産を確保する観点から、探鉱作業にさらに重大な

注意を払う必要性を認めるものであるが、追加発見量の多寡だけで将来の生産が不安であるとの立場を取るものではない。ロシア・エキスパート(Expert)誌がロシアの石油会社を対象に行ったアンケート調査結果⁽²⁾によると、200社の確認埋蔵量の総計は120億トン(約860億バレル)を越すとする分析があることも紹介しておきたい。西側が推定するロシアの確認埋蔵量は80億~90億トン(約580億~650億バレル)程度であるが、ロシア企業の認識は、それよりかなり大きいと言うことが指摘できる。いずれにしても、西側の高度な技術を探索、油層評価、開発、生産(回収率向上など)などに採用することによって、ロシアの石油産業が抱える問題の幾つかは解決されつつあり、将来においても、解決されると思われる。

2つ目は、ロシアでは2,400余の油田が発見されているが、そのうち、半数以上の1,253の油田が開発・生産に移行していること、また、天然資源省が発給した1,638件のライセンスのうち、探査作業用のものは僅かに14%しかないという点であり⁽³⁾、残る86%のライセンスは生産のためのものと言うことになる。この関連でさらに言及すると、ロシアの油田の9割について、既に開発ライセンスが付与されており(埋蔵量に換算すると95%)、この意味するところは、国家が保有している埋蔵量は僅か5%に過ぎないという点である。

以上の2点だけを見ても、生産を確保する上で、探査作業を行なう重要性が認識できる。

次に輸送インフラストラクチャーについて見てみたい。2003年末時点、ロシアでは長期輸送戦略の策定が進められている。2000年時点で、トランスネフチ社は3億1,480万トン(約630万バレル/日)の原油(総てロシア産)を受け入れ、そのうち、3億1,250万トン(625万バレル/日)を需要家向けに送り出した。内訳は、製油所向けが1億6,090万トン(約322万バレル/日)、輸出が1億5,160万トン(約303万バレル/日)(そのうちCIS向けは1,860万トン(約37万バレル/日))であった。輸送戦略では、2020年のトランスネフチ社の取扱高として、送出量を5億500万トン(1,010万バレル/日)、そのうち、輸出を2億9,500万トン(590万バレル/日)としている。このうち(CIS向けは内数で3,950万トン(79万バレル/日))である。CIS以外への輸出量は、2020年には2億5,550万トン(511万バレル/日)となり、2000年の1億3,300万トン(266万バレル/日)に比べると、1億2,250万トン(245万バレル/日)の増大となる。長期エネルギー戦略による2020年の原油輸出高は3億500万~3億5,000万トン(610万~700万バレル/日)であるので、輸送戦略との差は、製品輸送と鉄道輸送などと思われ、2つの戦略はほぼ整合していると思われる。実現には資金の確保が最大の問題であるほか、着工するルート of 優先度がこれからの課題である。なお、パイプライン建設に対する国家支援は、対外リスクの軽減を図る目的から、国内の港に向かうものに対して与えられることが想定されている。

2. 石油・天然ガスの重点生産地域

長期エネルギー戦略の対象期間において、生産の中心は、西シベリア、沿ヴォルガ地域、北部コーカサスなどの伝統的な産油地帯に加えて、ヨーロッパ・ロシア北部(チマン・ペチョーラなど)、東シベリア、極東地域ならびに南部(北カスピ地域)が担うことになる。

前述の如く、西シベリアはかなり長期にわたってロシア最大の産油地であり続けるが、2010年ごろを境にして減産に入り、2020年の生産高は2億9,000万～3億1,500万トン(580万～630万バレル/日)程度を維持する見込みである。

ヨーロッパ・ロシア部の役割も低下する。石油の生産高は2002年の1億1,000万トン(220万バレル/日)に対して、2020年には、最大でも1億トン(200万バレル/日)が確保されるシナリオである。

新たな産油の中心地として浮上してくるのは、東シベリアと極東地域である。2020年には最大で8,000万トン(160万バレル/日)、堅調シナリオで5,000万トン(100万バレル/日)の生産が想定されている(いずれもサハリンを除く)。但し、この実現には、これらの地域で探査作業が充分に行われることが前提とされる。既に生産が始まっているサハリン海洋では、産油高は2010年に2,500万～2,600万トン(50万～52万バレル/日)に達し、2020年ごろまではこの水準が維持される。

天然ガスの重点生産地域は、長期エネルギー戦略の期間中においても、西シベリアである。但し、西シベリアのガス田は重大な問題を抱えている。即ち、開発中のほとんどのガス田が衰退期に入っていることである。2002年時点において、ロシアの産ガスの8割余が開発後期のガス田で生産されている。確認埋蔵量の72%が集中しているヤマロ・ネネツ自治管区が、ガス生産の中心であり続けるが、開発末期のガス田の生産維持に向けて、必要な技術と資金が投入されることになる。同時に、同自治管区では、新しいガス田を開発することによって、減産を補うことが想定されている。

天然ガス生産においてヤマル半島および周辺海域の重要性が高まりつつあるが、その開発には、莫大な資金が必要とされる。西シベリアの産ガス高が確保されるか否かは、ヤマル開発如何に係っている。

東シベリアならびに極東地域がかなりの規模のガス生産地になる可能性がある。イルクーツク州(コヴィクタ)、サハ共和国(チャンヂャ)、クラスノヤルスク地方、サハリン沖の大型ガス田に期待が寄せられているからである。これらのうち、サハリン沖からは、早ければ2007年にLNG(液化天然ガス)として日本などに向けて供給される予定である。また、ヨーロッパ部に散在している小規模ガス田の開発の必要性が認識され始めている。

3. 石油輸出用パイプライン計画

(1) バルト・パイプライン・システム (BPS)

バルト・パイプライン・システム(BPS)は、主にチマン・ペチョーラ地域の原油輸送を目的として建設された輸送システムであるが、西シベリア及びヴォルガ・ウラル、カザフスタンからの原油輸送も行っている。このパイプライン計画は、セミヨン ヴァインシュトクがトランスネフチの社長に就任してからの最優先プロジェクトとして位置付けられ、第 1 フェーズとして、ヤロスラヴリ〜キリシ(Yaroslavl〜Kirishi)間が拡張・改修され、キリシ〜プリモルスク(Kirishi〜Primorsk)間のパイプライン及びバルト海に面した出荷能力 24 万バレル/日(12 百万トン/年)のプリモルスク・ターミナルが 2001 年 12 月に完成した。

第 2 フェーズでは、輸送能力 36 万バレル/日(18 百万トン/年)への拡大が計画されている。予算は 2 億 4,000 万ドルである。今後ハリヤガ〜ウシンスク(Kharyaga〜Usinsk)パイプラインの建設により、西シベリアのヤマロ・ネネツ自治管区内にある油田と直結することで、機能の拡充が期待されている。但し、プリモルスク・ターミナルは冬季約半年は結氷し、厳冬期には出荷が不可能になることから、フィンランド領ポルヴォ(Porvoo)までの延長が計画されている。

従来、バルト海のパイプラインターミナルとしては、ラトビアのヴェントスピルス(Ventspils)、(出荷能力 32 万バレル/日)及びリトアニアのブチング(Butinge)、(出荷能力 16 万バレル/日)がその主力であったが、ソ連崩壊以降、バルト 3 国が CIS への参加を見合わせ、ロシアのコントロールを脱するようになったこと、両ターミナルに至るパイプラインがともにロシアとの経済関係が良好でないベラルーシを通過し(両国は 1999 年に連合国家創設条約を締結しているが、その後の統一経済圏創設交渉はぎくしゃくし、また、最近ではガス代金支払いを巡って両国間で深刻な問題が発生)、確実性の上で問題を抱え、且つこれらの国の通過タリフが加算されることにより経済性が劣化することからロシア領から直接石油を輸出できるようにすることが強く求められていた。この新規パイプライン・システムのロシア側にとっての意義は、自主性の確保に他ならない。

このような時期に、トランスネフチはラトビアのヴェントスピルス・ターミナルを所有するヴェントスピルスナフタ(Ventspils Nafta:VN)と係争状態に入り⁽⁴⁾、2002 年秋には稼働率が 50%以下まで落ちていたが、2003 年 1 月には、同ターミナルの出荷実績はゼロとなっている。これは、トランスネフチがヴェントスピルス・ターミナルの経営権を掌握することを目的に、VN の株式取得を要求し、前向きに対応がなされるまで原油の供給を停止させたことによる。これはユコスが、リトアニアのブチングにおいてメザイカイネフチ(Mezeikeineft)の株を 25%取得し、経営参加を果たしたことを念頭においての措置といわれる。しかし、ロシアの原油輸出能力の逼迫化が懸念される最中に、新たに 32 万バレル/日の輸出能力が失われている訳で、ロシアの石油各社のトランスネフチ

に対する不満は募っている。

(2) ムルマンスク (Murmansk) ターミナル向け石油パイプライン

この計画については、2002年5月24日、モスクワにおけるブッシュ・プーチン会談でエネルギー分野の両国の協力を表明するのに併せ、ルクオイルが発表したものであるが、当初は情報も少なく全体像も不明であった⁽⁵⁾。同年10月、ヒューストンで開催された米露商業エネルギーサミットにおいて、ルクオイルはバレンツ海に面したムルマンスク・ターミナルとそこに至る石油パイプラインの建設計画を発表し⁽⁶⁾、ここにおいてようやく計画の全貌が見えてきた。同計画には既に米国への原油輸出を行っているユコスのほか、シブネフチ、TNK 等ロシアの石油会社も支持を表明した⁽⁷⁾。

計画によれば、このムルマンスク・ターミナルは、30万トン級(VLCC=巨大タンカー)のタンカーが接舷でき、100万バレル/日の輸出能力を有するとされるが、周辺に輸送インフラがなく、主としてルクオイル社が保有するチマン・ペチョラの油田群と結ぶ1,500kmのパイプラインの新設が必要である。総投資額は50億ドルと見込まれている。ルクオイル社は2003年中頃までにFSを完了し、早ければ2005年にも操業を開始したい意向である。

同計画は米露商業エネルギーサミットにおいて具体的な案件の一つとして取り上げられた通り、米国側の関心も高い。欧米市場向けの輸出ルートとしては前述の通りバルト海パイプライン・システムが稼働を開始したが同ルートにはデンマーク海峡通過における問題(深度が浅く10万トン級が限界)があるため、容量アップには限界がある。100万バレル/日クラスの輸出を可能にする新規ルートとしては、欧露部では唯一であり、ロシア産原油の増大する輸出志向を実現する上で、残された数少ない案件と言えよう。

ムルマンスク・パイプラインの例に見るように、石油会社が私有幹線パイプラインの建設を目指す動きが顕在化してきたが、カシヤノフ首相(当時)は2003年1月、ムルマンスク・パイプライン建設に関する石油会社との会議の席上で、CPCパイプラインは例外として、基本的にロシアの法律は、すべての石油・天然ガス幹線パイプラインを国が所有することを定めており、私有幹線パイプラインを認めていない点を述べた⁽⁸⁾。ただし、民間企業がパイプラインを所有することが本当に法的に禁じられているかどうかは不詳であり、一部の会社は、政府に対してロビー活動を繰り返しているという報道され、折衷案として、新規パイプラインの保有を石油会社、原油輸送・維持・管理といったパイプラインの操業をトランスネフチとするという提案も出されているが、ロシア政府としては現行法に基づき対処するとの姿勢を崩していない

ムルマンスク・パイプラインは、2003年9月サンクトペテルブルグにおいて開催された第2回米

露商業エネルギーサミットにおいても取り上げられた。グレフ (Gref) 経済発展貿易相の発言によれば、2004 年から FS を開始し、建設は 2005 年から 2 ないし 3 年間で、総工費は 34～45 億ドル、別途の記者会見は通油能力は 240 万バレル/日と述べている。その期待するところは、対米輸出の促進である。能力が 1 年前の 100 万バレル/日から大幅に伸び、一方建設コストが若干低下するなど注目される点はあるが、どの程度検討した結果かは不明である。ロシア側は、輸出する原油の引き取り保証を求め、これに対して、米国のエヴァンス (Evans) 商務長官は、輸出原油の引き取りはあくまで民間ベースのもので、政府が買取り保証を出すことはない旨、明言している。

(3) アドリア海パイプライン (Adriatic Pipeline) 計画

ウクライナ・スロバキア国境から更に西にラインを延長し、アドリア海に面したクロアチアのオミサリ (Omisalj) ターミナルまでを結ぶ計画が、現在進められている。これは、従来稼動していた西シベリアおよびヴォルガ・ウラル地域から東欧市場を目指すドルーシバ (Druzhba「友好」) パイプラインのウクライナ領ウシュゴロド (Ushgorod) を経由する南ルートを実地まで延長することにより、欧州市場へのアクセスを容易にしようというものである。但し、ドルーシバ・パイプラインは近年は能力一杯に使用されて来ており、今回の追加事業は西欧市場への輸出分の増加には繋がっても、全ロシアの輸送能力を増強させるものではない。

オミサリからスロバキア内陸に至る一部は、従来地中海からの輸入用ラインであったことから、既存ラインを逆送して使用することになる。出荷ターミナルとなるオミサリ港は 50 万トン級タンカーも接舷可能である。当初の積み出し能力は 10 万バレル/日 (5 百万トン/年) で、2010 年までに 30 万バレル/日 (15 百万トン/年) とする予定である。これにより、地中海経由での欧州市場へのアクセスが容易になる。ユコスと TNK は、このプロジェクトに参加する計画で、両社は各々 10 万バレル/日 (5 百万トン/年) の輸出枠をこれにより獲得する⁽⁹⁾。

ロシアには 30 万トンを超えるタンカーが利用可能な港湾設備はなく、また黒海のノヴォロシースクからボスポラス海峡を経由するタンカー・ルートは過密化の問題を抱えているし、ボスポラス海峡通過にあたっては、環境上の配慮も要求される。同ラインの完成によりアドリア海の大港湾設備へのアクセスが可能になれば、欧州、米国市場へのタンカー輸送拡大が可能となる。建設費は 3,000 万ドルと廉価で、2003 年末にも稼動開始の見込みである。通過 5 カ国 (ベラルーシ、ウクライナ、スロバキア、ハンガリー、クロアチア) とロシアとの政府間合意が 2002 年 12 月 16 日なされており、通過タリフは 9cent/バレル/100km となっている⁽¹⁰⁾。本ラインは国際パイプラインであるが、この操業はトランスネフチが行うことになっており、ドルーシバ・パイプラインの延長部分という位置

付けになるものと思われる。

4. サハリン大陸棚プロジェクト

(1) サハリン大陸棚プロジェクトの経緯

(a) サハリン大陸棚での探鉱活動

サハリン大陸棚の開発は、1972年2月の第5回日ソ・ソ日経済委員会合同会議において、ソ連側からサハリン大陸棚の石油・ガス開発が提案されたのが出発点である。1975年に日本側受け皿会社としてサハリン石油開発協力(株)(旧 SODECO)が設立され、同年1月28日に同社とソ連貿易省との間で融資買油方式の基本契約が締結された。これは、日本側がソ連に対して探鉱資金を融資し、原油で返済を受けるというものであり、日本側が直接に権益を持つ契約ではない。1976年～1983年の8年間に、7構造、25坑が探鉱掘削され、オドプトウ(Odoptu)、チャイウオ(Chayvo)の2構造の有望性が確認された。1983年12月の日ソ首脳協議でこのプロジェクトの探鉱終了が確認され、開発段階への移行が決まったが、1985年以降の国際石油価格の暴落により、日ソ間でプロジェクトの経済性に関する合意が成立せず、事実上の凍結状態となった。

その後、ソ連側は独自事業として、日本側から提供された掘削リグ或いは探鉱ノウハウを使用して、1984年にはピルトン・アストフ(Pil'tun-Astokh)油ガス田を、1986年にはルン(Lun')ガス田、1989年にはアルクトゥン・ダギ(Arktun-Dagi)油ガス田を発見したが、開発には結びつかなかった。

(b) サハリンー1のPS契約の締結

このような事態を打開すべく、SODECOは1991年にExxonを事業に呼び込み、ソ連側と交渉した。その後、ソ連崩壊と新生ロシア誕生という出来事があったものの、1993年11月、オドプトウ、チャイウオにアルクトゥン・ダギを加えた3鉱区の開発を生産物分与(PS)契約に基き実施し、事業参加社をSODECO、Exxon、ロシア側企業とすることで合意した。SODECO-Exxonによる技術経済計算が直ちに開始され、1994年9月にロシア政府の承認を受けた。日本側体制としては、1995年3月に新会社サハリン石油ガス開発(株)(新 SODECO)が設立され、国際コンソーシアムは同年5月に新 SODECO、Exxon、ロスネフチ、サハリンモルネフチェガス(Sakhalinmorneftegaz:以下「SMNG」)の4社で結成された。

PS契約は、1994年5月に交渉が開始され、翌1995年6月30日にコンソーシアムとロシア連邦政府、サハリン州政府との間で調印され、1995年12月にはロシア連邦PS法が成立したことで、サハリンー1のPS契約は翌1996年1月11日に発効した。

(c) サハリン-2 の PS 契約の締結

一方サハリン-2 の発足は、ピルトン・アストフ油ガス田とルン・ガス田を対象として、三井物産とマクダモット(McDermott)が 1986 年 10 月に共同作業を開始したことがきっかけである。1991 年 2 月には、マラソン(Marathon)を加え 3 社による MMM コンソーシアムが発足した。同年 5 月、ソ連政府は 2 鉱区の企業化調査に関する国際入札を実施し、新生ロシアとなった後の翌 1992 年 1 月に MMM コンソーシアムが落札した。同コンソーシアムには、1992 年 9 月に Shell が、12 月には三菱商事が参加し、4MS コンソーシアムとなった。5 社は、1994 年 4 月に PS 契約の当事者となるサハリン・エナジー投資会社(Sakhalin Energy Investment Company Ltd.:以下「サハリン・エナジー社」)をバミューダに設立し、同年 6 月 22 日、ロシア初となる PS 契約をロシア連邦政府、サハリン州行政府と締結した。1995 年 12 月の PS 法の成立を経て、1996 年 1 月 11 日、同契約は発効した。

(2) 現在進行中の事業内容

サハリン 1-6 までのプロジェクトの最近の状況は次の通りである。あわせて表 1 も参照願いたい。

(a) サハリン-1

サハリン-1 のコンソーシアムは 1995 年、オペレーターである米国の Exxon Neftegaz(30%)、日本の新 SODECO(30%)、ロシアのロスネフチ(17%)と SMNG(23%)で形成されたが、その後 2000 年にインドの ONGC Videsh が 20%参加し、ロスネフチは 8.5%、SMNG は 11.5%の権益となった。

主要な 3 油ガス田であるオドプトウ、チャイウオ、アルクトゥン・ダギは旧 SODECO の時代に発見されていたが、特にチャイウオについては、地震探鉱の解析からガス層の下位にリングオイルの存在が推定され、2000 年夏、同コンソーシアムによるチャイウオ-6 号井の掘削によって膨大な石油埋蔵量が確認された。2001 年には、プロジェクトの商業化宣言がなされた。

開発のフェーズ 1 では、通年作業として、陸域から貯留層に向かって 10km 弱の大偏距掘削(Extended Reach Drilling:横方向に大きく伸ばす傾斜掘り)がなされるが、耐氷プラットフォーム・オルラン(Orlan)によるチャイウオ及びオドプトウの開発も計画の内にある。生産開始は、2005 年 12 月を見込んでいる。両油田からの原油はチャイウオ湾に近い陸上施設で処理され、間宮海峡を超えたハバロフスク地方のデ・カストリ(De Kastri)ターミナルまで運ばれて輸出される計画である。これは、冬季の結氷の影響を最小化させることが目的である。将来的は製油所の

あるコムソモリスク ナ アムール (Komsomolsk-na-Amure) まで延長する計画がある。

フェーズ 2 では、チャイウオ油ガス田の輸出用ガスの開発が、想定されている。生産開始は 2008 年を目途としている。ガスの搬出ルートとしては、(i) 日本列島沖合いルート(基本ケース)、(ii) 日本列島縦貫ルート、そして(iii) 中国ルートの 3 案がある。これらに関する FS は 2002 年に完了した。初期的な評価によれば、日本列島沖合いルートが最もコスト的に廉価であるという。しかし、これについては、日本の将来のガス利用のシステムに関する議論が盛り込まれる必要があり、その行方に関しては現時点で不透明である。

フェーズ3は、アルクトウン・ダギ油田の開発であり、フェーズ 4 はアルクトウン・ダギとオドプトウ油ガス田の開発である⁽¹¹⁾。

Sumrow (2001) によれば、サハリン-1 は 25 億バレルの石油資源量、そして 17.1 兆 cf ガス資源量を有する。ガスの資源量は、チャイウオ油ガス田が 10.9 兆 cf、一方アルクトウン・ダギは 2.4 兆 cf、そしてオドプトウが 3.8 兆 cf である。

表 1 サハリン 1～6 プロジェクトの現況

| プロジェクト | ブロックと油ガス田 | 石油ガス埋蔵量 | 鉱区権者(%) | 備考 |
|-------------|---|--|---|--|
| Sakhalin-1 | Odoptu, Chaivo, Arkutun-Dagi | 353 MMt (2.5Bbbl) 484 Bcm (17.1Tcf) | ExxonMobil (30%) SODECO (30%), ONGC (20%), SMNG (11.5%), Rosneft (8.5%) | 総投資額 \$12B。原油生産開始は 2005 年予定。DeKastri から積出し。ピーク生産量 250 M bbl/d。2008 年ガス生産開始 9.5 Bcm。対日供給開始 2010 年。 |
| Sakhalin-2 | Luni, Pil'ton-Astov | 140 MMt (1.1Bbbl) 510 Bcm (18.0Tcf) | Sakhalin Energy Shell (55%), Mistui (25%), Mitsubishi (20%) | 総投資額 \$10B。Phase-1; 1999 年 PA-A (Molikpak) から石油生産 Phase-2; PA-B, Lunsky platforms から Prigorodnoye まで石油ガスパイプライン (800km)。2007 年 LNG 9.6MMt/y 生産開始。 |
| Sakhalin-3 | Kirinsky | 453 MMt (3.2Bbbl) 720 Bcm (25.4Tcf) | ExxonMobil (33.3%), ChevronTexaco (33.3%), Rosneft (16.7%), SMNG (16.7%) | PS リストに 1999 年 5 月承認。但し、ExxonMobil は、今後の事業は PS 契約に拠らない方針。 |
| | E.OdoptuAyash | | ExxonMobil (66.7%), Rosneft (16.65%), SMNG (16.65%) | PS リスト法案は未審議。ExxonMobil は、今後の事業は PS 契約に拠らない方針。 |
| | Venin | | Rosneft (100%) | 応札なし。当面 Rosneft 単独。 |
| Sakhalin -4 | Astrakhanov Shmidt | | Rosneft (51%), BP (49%) | Astrakhanov 鉱区において 1999 年に試掘。失敗。 |
| Sakhalin -5 | East-Shmidt | | Rosneft (51%), BP (49%) | BP は 2001 年の入札に参加。Rosneft に対して、50 億ドルの資金負担の予定。 |
| Sakhalin -6 | Pogranichny Kerosimniy Yuzhno-Okruzny, Bogatinsky | | Pogranichny Bloack: Petrosakh JV (Nimir 95%) | Rosneft は Petrosakha に対し、入札によらずラインセンス付与。Alfa-Eko は 2000 年に Petrosakh 社の権益を引き継ぎ。Kerosi 鉱区、Yuzhno-Okrug 鉱区に権益付与。 |

出所 石油公団資料:各種公表資料から作成。なお、地名、単位については原文のままとしてある。

(b)サハリナー2

サハリナー2におけるPS契約は1995年12月に、ロシア政府とサハリン・エナジー(Shell、McDermott、Marathon、三井物産、三菱商事)の間で締結された。本プロジェクトは、ピルトン・アストフ及びルンの2つの油ガス田を有し、その埋蔵量は、石油が11億バレル(1.4億トン)、天然ガスが18兆cf(5,100億m³)である。現在のコンソーシアム構成は、Shell(55%)を中心とし、日本の三井物産(25%)、三菱商事傘下のDiamond Gas(20%)が参加する。

フェーズ1は、ピルトン・アストフ油ガス田において、PA-A(Molikpaq)プラットフォームから夏季限定の石油生産を行うもので、1999年から開始された。2001年の原油生産量は、200万トン(4万バレル/日)である。フェーズ2は、原油及びLNGの生産である。まず、ルン-Aガス・コンデンサート田においてPA-Bのプラットフォームを建設し、サハリン島最南部のプリゴロドノエ(Prigorodnoye)まで773kmの陸上原油パイプラインおよびガスパイプラインと、同じくプリゴロドノエに年産960万トンのLNGターミナルを建設するというものである。このLNGターミナルは、480万トンのプラントが2レーンで構成され、これまで最大の生産規模であり、全世界のLNG生産の10%を賄うことになる。

Shellはガスプロムに対して、一部権益の譲渡を提案したと伝えられる⁽¹²⁾。年産960万トンのLNGプロジェクトを含む、総額90億ドルの開発の意思決定は2003年暮に政府承認を受けた。一方、ガスプロムとしては、2002年10月までに参加の決定をする方向であると伝えられたが⁽¹³⁾、その後の動きは遅々として進んでいない模様である。

サハリン・エナジー社としては、アジア太平洋市場においては、既存のLNG受け入れ設備、港湾施設をそのまま使用できるという見通しのもとで、天然ガスの輸出手段としてLNGを選択したものである。世界のLNG貿易は、2000年で9,648万トン(137兆m³)、その内の75%にあたる7,200万トン/年は、北東アジア即ち日本、韓国、台湾向けとなっている。2010年の北東アジアの契約量は、9,500万トンで、一方供給側の計画は2010年で1億5,600万トン/年という供給過剰の状態である。これは、新規参入の難しさを物語っている。サハリン・エナジーとしては、7~10パーセントの価格メリット(即ちディスカウント)により、競争力を得ようとしている⁽¹⁴⁾。

その後、サハリナー2のLNGについては、2003年に東京電力が年間120万トン、東京ガスが同最大110万トン、九州電力が同50万トンの購入することで契約が成立した。そのほか、三菱商事がカルフォルニア州ロングビーチにおける年間500万トンのLNG契約について交渉中であり、これが成約すれば、LNG事業としてはほぼ完売に近い状態になる。

(c)サハリン-3

1993年7月、ロシア政府とサハリン行政府はサハリン-3の4鉱区について、入札を行った。その結果、東オドプトゥ及びアヤシ(Ayash)鉱区を Exxon が、キリンスキー鉱区を Mobil と Texaco が落札した。2004年1月下旬、「PS 契約に関する政府委員会」(委員長はフリステンコ副首相、当時)は、1993年のサハリン-3に関して Exxon と Texaco に付与されたキリンスキー鉱区および東オドプト・アヤシ鉱区における PS 契約で油田を開発する権利を取り消した。更に、フリステンコ副首相は、ExxonMobil が求めていた既存の方式によるライセンスを付与する根拠はないとして、鉱区をオークションにかける方針を明らかにした。ヴェニン(Venin)鉱区については Amoco が落札したが、後に撤退した。後に、これらの鉱区に、ロスネフチと SMNG が参加した。埋蔵量的にはサハリン各鉱区のなかでは最も大きいと言われているが、サハリン-1、2と比較してより沖合いの、水深の深い海域であり、開発コストもより大きくなるものと考えられる。以下、各鉱区の動静について、北から順に記す。

(ア)東オドプトゥ及びアヤシ鉱区

1998年8月に、権益の一部がロシア側に譲渡され、現在の権益構成は ExxonMobil (66.7%)、ロスネフチ-SMNG (33.3%)となっている。

サハリン-3 で最も北に位置する東オドプトゥ鉱区は、サハリン-1 のオドプトゥ鉱区、サハリン-2 のピルトン・アストフ鉱区の東側沖合いに広がる。ロスネフチのホームページによれば、予想埋蔵量として石油が5億バレル(7,000万トン)、天然ガスが1.1兆cf(300億m³)見込まれている。

アヤシ鉱区は、チャイウオ、アルクトゥン・ダギ鉱区の東側沖合いに広がる。ロスネフチによれば、予想埋蔵量は、石油が7億バレル(9,700万トン)、天然ガスが1.3兆cf(370億m³)である。

(イ)ヴェニン鉱区

ヴェニン鉱区は、現状はロスネフチが100%の権益を保有している。ヴェニン構造は、旧 SODECO 時代に掘削されて、不成功であった経緯がある。

(ウ)キリンスキー鉱区

キリンスキー鉱区は、当初 Mobil と Texaco だけで事業を遂行する予定であったが、1997年11月にロシア側2社に3分の1の権益が譲渡された。現状は、ExxonMobil (33.3%)、ChevronTexaco (33.3%)、ロスネフチ-SMNG (33.3%)である。事業会社としてペガスター・ネフチェガス(Pegastar Neftegaz L.L.C.)が設立されている。ロスネフチによる予想埋蔵量は、石油が6億2,400万トン(45億バレル)、天然ガスが30.8兆cf(8,730億m³)とサハリン-3

の中でも最も大規模となっている。総投資額は 135 億ドルである。

(d)サハリン-4

サハリン-4 鉱区は、サハリン島の北西側沖合いに広がっており、その南西部をアストラハン (Astrakhan) 鉱区、北東部をシュミット (Schmidt) 鉱区と称する。サハリン-4 に関する国際入札は、1994 年 9 月にデンバーで行われ、シュミット鉱区にのみ Exxon が応札したものの、条件面で合わず、翌年ロシア側から却下されている。その後、シュミット鉱区では、殆ど動きが見られない。

アストラハン鉱区については、SMNG が 1996 年から 5 年間の探鉱ライセンスを保有していた。来るべき国際入札に備えてアルコ (Arco) (49%)、ロスネフチ (25.5%)、SMNG (25.5%) のコンソーシアムが、1998 年 3 月に結成されたが、その後アルコは折からの低油価の影響もあり撤退した。2000 年 7 月～10 月にかけてロスネフチ (50%)、SMNG (50%) で 1 坑の試掘を実施している。リグは SMNG の保有するオハ (Okha) 号を使用した。これは、探鉱ライセンスの延長を目指しての作業と解される。結果は、ドライ (有望油徴なし) と言われている。

その後、2001 年に BP がアストラハン鉱区に参加の意向を表明した。BP の権益は 49%、ロスネフチ-SMNG は 51% であるが、商業生産までの事業コストは BP が肩代わりすることになっている。肩代わり分の費用は、生産原油をもって BP に返済されることになる。

(e)サハリン-5

サハリン-4 鉱区は東シュミット鉱区とも称され、2 万 5,000km² と広大な面積を有する。ロスネフチによる予想埋蔵量は、石油が 6 億トン (43 億バレル)、天然ガスが 6,000 億 m³ (21.2 兆 cf) である。このライセンスは SMNG が保有していたが、1998 年 5 月に、ロスネフチと SMNG が 51%、BP49% での比率で事業会社を立ち上げることで合意した。次いで、PS 対象リストに載せるべく働き掛けを開始したが、ロシア天然資源省は、サハリン-5 鉱区が広すぎるとして、4 分割を主張した。

2002 年に、ロスネフチはサハリン-5 の内、南半分当たるカイガンスキー (Kaigansky) 及びヴァシュカンスキー (Vasyukansky) 鉱区 (併せて約 10,000km²) につき 5 年間の探鉱ライセンスを取得したが、探鉱費のうちのロスネフチ分は BP がキャリーすることになっていた (キャリーとは、石油業界の用語で、主にお金のない産油国側パートナーに対して、他社が支出義務のある分を肩代わりし、生産開発後金利付きで生産原油により払い戻してもらう方式。確実に生産できる油田であれば損はないことになるが、石油生産のリスクのあるものでは掛け捨てもあり得る。)。地震探鉱は既に完了しており、2004 年に最初の試掘を行う計画である。

2004年1月、BPは今後の10年間に向けて、サハリン-5 鉱区の開発を対象として、50億ドルを支出する方針を発表した。これには、開発フェーズにおけるロスネフチ分のキャリーも含まれる。

(f)サハリン-6

サハリン-6 の内、最も北西の海岸寄りの区域であるパグラニチヌイ(Pogranichny) 鉱区については、2001年1月に、入札に拠らない随意契約で、アルファ-エコ(Alfa-Eco)社がペトロサハ(Petrosakha)社を通じてライセンスを取得した。同社は、PS 契約による事業方式については、ロシア議会承認など時間が掛かりすぎることから採らない方針である。鉱区内には7つの構造があり、2001年9月には地元のヴォストクゲオロギア(Vostokgeologia)社を使いケロシンナヤ(Kerosinnaia)構造に試掘がなされた。

(g)サハリン-7～サハリン-9

サハリン島大陸棚は9つの鉱区に分けられており、上述以外に、3つの鉱区が存在している。サハリン-7は南東部海域のチェルペニエ湾およびアニヴァ湾を、サハリン-8は西岸中央部のイズリメチエフスク地域を、また、サハリン-9は南西部のモネロン海域を鉱区とするものである。

この3つの鉱区については、これまでのところ、入札や探査事業などについての具体的な動きは報告されていない。サハリン島の海洋全域では、石油10億トン(720億バレル)余、天然ガス3.6兆 m^3 (127兆cf)の埋蔵量があると言われており、埋蔵量追加の観点から、この3鉱区についても、有望性があれば、いずれ入札への準備が進むことになると思われる。

5. ロシア資源開発をめぐる投資環境

(1)法制度改正

ロシアは、社会経済改革を開始して10年以上を経過し、種々の社会・経済面での制度改革が進んでいる。エリツィン時代には、ショックセラピーと民営化が開始され、本研究のテーマとする資源開発分野に関するものとしては、1993年憲法(私有財産権と連邦制度(とくに連邦・地域の管轄区分)、民法典(ロシアの場合は民法典が商法部分を含む)、税法制度の確立、地下資源法、外国投資法、地下資源法、PSA法、株式会社法等が作成された。しかしながら、成果と同時に問題も指摘されている。例えば、92年のショックセラピーは、導入後ハイパーインフレを4年間も継続させたという意味でショックセラピーではなかったとか、92年のバウチャー方式民営化は株式市場に一時的なバブル化をもたらしたが、結局は「ネズミ講」に他ならず、資金は胡散霧消したとか、

95年の株式担保型民営化は、一部寡占資本家のみを利することとなったとか、民営化はなされたが企業経営の効率化は起こらなかったとか、非効率な企業(自然独占体、軍事産業)は残存しているとか、破産法制が不十分だったので非効率企業の淘汰が起こらなかったとか、会社法制において人民企業、ユニタル企業等、株式を従業員が過度に所有するインサイダー的な企業や企業統治制度が十分に適用されない企業カテゴリーが出来たとか、企業統治制度が不十分で株の希薄化により企業乗っ取りが起きたとか、アントレプレナー育成が不十分であったとか、商業銀行は大企業のポケットバンクにしか過ぎなかったとか、あるいは、短期資金貸付のみしか行われず、投資には資金が廻らなかったとか、財政につき、95年まではハード・バジェット・コンストレイントがはかられなかったとか、95年以降財政赤字を国債で賄ったことで、安全で高利回りの国債に市場資金が集中してしまい、資金が企業投資には回らなくなるというクラウディング・アウトが起こったとか、土地改革は進まなかったとか(例:個人による土地所有は93年憲法上は認められており、96年民法典第一部でもその取引手続きが定められてはいるが、長らく連邦土地法典が成立しなかったので実際の土地取引は連邦法では認められなかったのに、タタルスタン等一部の連邦構成主体ではその地域法に基づき土地取引は認められていた等)、汚職・腐敗・賄賂が蔓延し、経済アンダーグラウンド化が進行したとか、社会政策や社会保障は十分な機能を果たせなかったとか、貧富の差が拡大したとか、社会経済改革に必要な多くの法律が連邦法ではなく大統領令でしか成立しなかったのか法の安定性がなかったとか、93年憲法が定める連邦中央と連邦構成主体の権限区分が不明確なために、連邦中央と連邦構成主体間の法律が矛盾するといったケースが多々発生した等である。このように多くの問題があったのは事実ではあるが、それでも、ロシアの市場経済移行のための基礎となるべきあらゆる分野の改革が試みられたと言ってもよいと思う。

1999年夏にプーチンが首相として中央政界に登場し、更に2000年春に大統領となってからは、エリツィン時代の改革の欠陥を補うように、改革を計画立て(戦略策定センターによる長期、中期、短期社会経済改革プログラム)、それを必要に応じ、議会審議、政府決定、各省庁規則を通じて必要な法的文書とし、さらに、必要予算をつけていった。それらの中で資源開発に係るものをあげてみれば、連邦制度改革(連邦と地域・地方との権限の見直しと予算間関係の再構築)、税制改革(連邦税法典見直し、個人所得税一律化、法人利潤税率見直し、物品税率引き下げ、統一社会税導入と旧制度廃止、VAT 率減、中小企業税制簡素化、関税引下げ、関税制度の見直し、ソ連時代の不要な優遇制度廃止、連邦税と地域・地方税の秩序化)、自然独占体改革(ガス、電気、鉄道等:ただし、各分野の進捗度は様々で、ガス分野の改革については、特に遅れている)、企業統治関係法整備(株式会社法見直し、企業統治法典)等である。また、プーチン大統領は、経済に深くかかわるものとして、不正・腐敗を防止すべく、銀行送金手続きと

いった純経済面の措置のみならず、官僚や省庁が不要に権限を多く持ちすぎているとして規制緩和を連邦レベル及び地域・地方レベルで断行し、司法改革も行い、現在は、行政改革の真最中である。

さらに、大統領府の管轄であるところの連邦制度改革につき、経済活動にとって最重要のものとして、連邦・連邦構成主体法・地方法の整合化という問題がある(ここでは、連邦管区設置といった政治的な施策は議論しない)。これは、連邦構成主体や地方の法律で連邦法と矛盾しているものがある場合には、それを連邦法に整合化させるべしというもので、至極当然のことではあるが、ロシアの場合は、国造りの課程とその後のエリツィン時代の政治的なやりとりの中で、多くの例外が出来、そのため、社会・経済面での規則が各地でバラバラとなっていたという事情がある。それとたとえロシア全土で共通の規則であっても各地による適用がかなり恣意的に行われたこともあり、これらは、ロシアで経済活動を行おうとする企業(ロシア企業及び外国企業)にとってはなかなかわかりにくいものとなっていた。そのような状況をまさに正常な状況に戻そうとするのがプーチン大統領の意図で、各連邦構成主体及び地方の法律を調べ直し、それを連邦法と整合化させるように働きかけ、また、それが、連邦と各連邦構成主体との間の権限区分協定に基づくのであれば、その権限区分協定自体を修正・廃止するように動いている。現時点でもタタールスタンやサハ共和国等若干の連邦構成主体との間の権限区分条約は残存しているが、いずれにせよ、そのような法の整合化のプロセスは進行中である。

資源開発に直結するものとしては、既にエリツィン時代に基礎が置かれていた地下資源法、生産物分与協定法、外国投資法があるが、大きく言えば、市場経済化に向けて発展途上で、まだまだ基本的な法制度が未整備の中で何とか特定分野を救うというのが基本コンセプトにあったが、それが、プーチン大統領になってからは、市場経済化のための基本法制度がかなり整備されてきたので、これまで特典を与えていたものを徐々に引っ込めるといった感じが見え隠れする。

これまで実施された改革については、プーチン大統領による経済改革は進展していて、それが現在の経済の好調さの要因となっているとの肯定的評価がある一方で、ロシア経済の好調さの要因は国際エネルギー価格の高止まりと1998年のルーブルの減価によるもので、現在はエネルギー分野は好調だがそれ以外は高いルーブル為替によりオランダ病が見られる、不正・腐敗が依然として蔓延している、社会経済制度面でのリストラクチャリングは表面上は起こっているとしても、実際の運用面や地方では旧態依然たる考え方が多く、改革は進んでいないという否定的な評価もある。現時点では、そのいずれかが正しいのかは判別しがたい。少なくとも、統計で見るとロシア経済は、めざましい回復を見せている。マクロ経済面ではルーブル

為替の切り上げという逆風が吹いているにもかかわらず経済成長は継続中で 2003 年のそれは一層のスピードとなった。

以下、資源開発に直接に関係する地下資源法等の法制度並びに税法等の周辺分野につき最近の動きを見てみたい。

(a) 地下資源関連法制度

地下資源法は、1992年2月に制定されたが、1999年2月、2000年1月、2001年5月、2001年8月に改正。1993年連邦憲法によれば、地下資源の占有、利用、処分は、連邦および連邦構成主体の共同管轄になっている。なお、地下資源に関連して生産物分与法が制定されている(1995年発効。生産物分与の条件の下で採掘される全ての生産物は、ロイヤルティー(採掘量もしくは鉱物原料の価格に対するパーセンテージの形で定められる定期的な支払い)の支払いの後、補償部分と利益部分に分けられる。補償部分は有益鉱物の採掘時に投資家によって負担されたコストの補填にあてられる。利益部分は個々の協定で定められた割合で投資家と国家との間で分けられる。以上は二段階分与方式と呼ばれる。なお、この方式で開発される鉱区は、ロシア全体の埋蔵量の30%以下で、政府・議会・大統領による承認が必要、小規模鉱区は政府承認のみとすることが決められた。2001年6月と2003年6月に重要な改正が行われた。前者は、従来の方式に加えて「直接分与」方式(採掘された全ての生産物は二つの部分にわけられ、一方は国、他方は投資家のものとなる、投資家は全ての費用を自らに割り当てられる生産物で補填するが、その代わりに、二段階分与と異なり、統一社会税のみを例外として、連邦税を納めることはない)が認められた。2003年のPS法改正の内容は、PS契約の締結条件の厳格化(通常税制下での開発が不可能の場合にのみPS法を締結可能とする)、投資家への生産物分与比率に関する上限設定、ローカルコンテンツ要求の強化と、これまでのPSの流れとは逆行するものとなっているが⁽¹⁵⁾、これは、別途、プーチン政権が進める法人利潤税の引き下げ等の動きではなく、その意図は、ロシア税制が大きなところで諸外国の税制と遜色のないものとなりつつある中で、ロシアに存在する通常のルールで資源開発を進めていくべきとの考え方があるものと考えられる。

(b) 外国投資法関連

旧外資法(ロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国における外国投資に関する法律)は1991年7月に制定されたもので、その後、外国投資に関する大統領令や政府決定によって補強されたものであった。しかしながら、右旧外資法の基本はソ連時代に作成されたもので、時代遅れとなっていた。新外資法の制定の試みが何度かなされてきたが、成立しなかった。種々議論の後に1999

年 7 月、現行の外国投資法が成立した。現行外国投資法では、直接外国投資の内容が詳細に規定されたほか、優先的投資プロジェクト(政府が承認)が新たに規定され、地方政府による外国投資家への特典の提供が認められた。なお、ロシアの金融・保険機関に対する外国投資については、本外資法は適用されない。

(c) 租税制度

租税制度は、ソ連からロシアへの移行プロセスにおいて最も変動がある領域である。

旧ソ連時代、共産主義思想により資産に対する税金はなかった。「個人所得税」(これも 1950 年代に縮小)と「取引税」(独立採算企業のみ)が例外的に存在したが、国家歳入におけるウェイトは高くなかった。1985-1991 年のペレストロイカ時代に共同組合企業、個人労働、国有企業の計画外生産の制度が整えられるにつれ、取引税が重要性を増した。ソ連からロシアへの経済移行にあたり、右「取引税」は「付加価値税」(当初は 28%)に形を変えた。

他方、当初のロシアの税制度は、当然のことながら、一貫性や実用性に欠けていたこと、並びに、ソ連邦崩壊後顕著となった財政フェデラリズム問題(連邦政府と地方行政府間の関係)との関連で、税収及び歳出の連邦政府と連邦構成主体との配分・負担比率をどうするか、また、地方は如何に独自財源を得るか等の問題が顕在化した。

1995 年より、体系的に整理した包括的な税法を作成する作業が始まったが、1995 年末の議会選挙、1996 年 6 月の大統領選挙といった政治的に微妙な時期には作業は進展しなかった。97 年 4 月に初めて新税法典の草案が登場した。当初の新税法典案は 4 部で構成され、第 1 部は総則、第 2 部は付加価値税、法人税、所得税等の連邦税、第 3 部は地方税、第 4 部は市町村税に関するものであった。1998 年 7 月に新税法典第一部が議会を通過し、1999 年 1 月から施行された。また、残りの 3 部は税法典第二部として取纏められ、1999 年に議会を通過し、2000 年 1 月に施行された。

税種のうち、現行税制体系の柱となっているのは、「企業利潤税」、「個人所得税」、「付加価値税」、「物品税」の四つで、この 4 税による税収は税収総額の約 70%以上を占めている。このうち、重要なもののみを下に記す。

個人所得税:2000 年に次の改正(2001 年 1 月 1 日施行)が行われ、旧制度で 12-35%の累進課税制度であったところ、累進を無くし、税率を低下せしめ、一律税率(13%)を導入した。

右の目的は闇経済を表に出し、資本逃避を減少させることにある。

統一社会税;旧制度では、4 つの社会保障関係の基金(年金基金、社会保険基金、医療保険基金、労働基金)が予算外基金(特別会計)として運営されているが、2000 年改正により、統

一的な社会税が導入された。税率については、それまでの雇用主が総賃金支払い額の 38.5%を保険料総額として各種基金に支払っていたが、改正により各被雇用者の賃金に応じて逆累進的な税率が適用されることとなり、雇用者も賃金の 1%を保険料として支払っていたが、右は廃止された。

物品税(①石油、ガスコンデンセート、天然ガス、乗用車、ガソリン及び工業用エチルアルコールの輸入に際するもの、②国産飲用エチルアルコール、ウォッカ及びリキュール類に対するもの、③国産宝石、煙草、煙草製品、エチルアルコール以外のアルコール、ワイン、ビールに対するもの、④私的利用の自動車に対するもの);2000年改正により税率引き上げが行われた。

付加価値税;2000年改正により、それまでのチェルノブイリ被災者やアフガン帰還者に対する付加価値税の減免についての優遇措置を廃止。また、(イ)CIS諸国への輸出に係る付加価値税については、国際慣行に合わせ、消費地課税とする(2001年7月1日より施行。ただし、石油と天然ガスについては現行制度を変更せず、輸送国(ロシア)で課税される。)、(ロ)年間売り上げが100万ルーブル未満の個人事業主については付加価値税の納付義務が免除される、(ハ)一般税率は20%であり、この点に変更されないが、軽減税率(10%)の対象が拡大され、子供向け商品等にも適用である。

関税;輸入関税率が2000年12月から4種類(5%、10%、15%、20%)と簡素化された。例外として、砂糖とタバコだけは関税率30%が適用される。また、2003年に新関税法典が成立し、関税制度の業務再編成が行われた。

法人利潤税改正法(税法典第2部第25章):2001年改正により、法人利潤税を従来の35%から24%に低下させるとともに、種々の優遇措置の廃止・簡素化を行った。

なお、上記法制度につき、1999年以降の経済の好調さを背景に、近年は、税率を低下させようとする動きが顕著である。

(d) 民法典

ロシアでは、歴史的に民商一元主義をとり、民法と商法が民法典に一体化されている。現行民法典は、1994年11月に制定の民法典第1部(総則、物権、債権総論、契約総論が内容)と1996年に制定された民法典第2部(契約各論、不当利得、不法行為が内容)である。民法典第1部においては、契約自由の原則が規定されている。法人部分に関しては、ロシア特有の企業カテゴリー(例:人民企業等)もあるが、他の市場経済国で一般的な企業形態は全て認められている。また、右の概括規定を詳細化するための株式会社法、有限会社法等の個別法が別途ある。なお、

保険、銀行取引については、保険法、銀行法がある。更に、株式会社の運営をより透明性かつ正当ならしめるためのコーポレート・ガバナンス法典が 2002 年に成立した。土地取引関係条項（民法典第 1 部第 17 章）については、長らく、「新土地法典」の制定がなされなかったために未発効となっていたが、2001 年に土地法典が成立し、また、2002 年に農地取引法も出来た。民法典第 2 部について、売買、交換、贈与、賃貸借、消費貸借、請負、運送、銀行取引、委任、保険、フランチャイズ、リース等の契約についての規定が置かれている。また、それぞれ別途の詳細を定めた個別法がある。

(e) 破産法制度

現行破産法は 1998 年 1 月に制定されたもの。旧破産法(92 年 11 月制定)は和議制度を中心としたもので、支払不能に至った企業をいかに存続させるかに考慮が払われており(弊害として破産制度を利用した企業乗取りや汚職等が発生)、また、債権者保護が欠けていた。破産を如何に効率的に行わせることが課題となり、その手続きを容易ならしめるために現行破産法が制定された。なお、特に公共性の強い産業分野(特に、ガス、電気、鉄道等の大規模自然独占体の破産については、別途の法律が定められている。

(f) 規制緩和関連法

それまで煩雑で、汚職・腐敗の原因ともなり、起業の阻害要因ともなっていた分野の改善を目指し、経済の脱官僚化を目指すものとして認可法改正法、法人登録法、国家規制・監査法が 2001 年に成立し、更に、その延長線上にあるのが行政改革である。

(g) 銀行再編

本来は 1998 年 8 月に危機的状況に陥った銀行を整理・淘汰・救済することが必要であり、この面ではロシア金融再編庁(ARCO)による作業が行われ、既に、破綻銀行を救済すべきものと閉鎖すべきものとに分け、それぞれの債務を処分する方法や資本注入の方法といった大枠について制度が立ち上げられ、現在は粛々と実際の作業が進められている。また、長らく懸案事項であった預金者保護法も 2004 年 1 月より施行されている。

(h) 土地法制度

1993 年憲法では土地の完全私有化が謳われたものの、具体的取引については別途の法律によるとされた。他方、同憲法では土地は連邦と各連邦構成主体の共管事項となったことから、各

連邦構成主体行政府は自分の管理する土地については独自に販売等を行った。その後 1996 年に民法典が策定され、右にて土地の具体的な取引等が規定されたが、土地法典案の成立が要件とされた。土地法典は長らく成立しなかったが、2000 年末よりプーチン大統領のイニシアティブにより活発な議論が再開され、2001 年によく土地法典が成立し、さらに、2002 年には農地の売買を認める農地取引法も策定された。しかしながら、外国人による土地の所有等については、未だ規制がある。

(i) 労働・社会保障関係制度

労働・社会保障関係制度では、既に述べた統一社会税の導入のほか、2002 年に新労働法典案が成立し、また、年金改革も進められている。

(j) 自然独占体改革

エリツィン時代に着手できなかった電気、ガス、鉄道の改革をプーチン大統領は進めている。資源・エネルギー分野では、ガス生産とパイプライン輸送及び石油のパイプライン輸送、並びに電力が大きく関連する。プーチン政権は基本的には少なくともパイプライン輸送関係は今まで通りの国家による独占体制を維持しようとしている。

(2) 社会経済改革

ロシア社会経済改革においては、多くのことがなされてはいるものの、まだまだ問題も山積しており、今後やるべきことも山盛りである。また、以上のプーチン大統領の改革が実経済の成長にどの程度寄与しているのかは数量的には見ることはできないが、他方、近年の国際エネルギー価格の高止まりもあり、實際上、ロシア経済は大きく回復していることは周知の事実である。また、このようなマクロ経済の回復と市場経済化に向けてのプーチン政権の努力と方向性は国際的な投資家も評価するところとなり、近年は対露外国投資も増加しているし、また、国際格付け機関による対露レイティングも急速に上昇している。

しかしながら、2003 年後半より、ユコス社に対するパッシング(ホドルコフスキー社長逮捕等)があり、米国等がロシアビジネスへの懸念を表明している。ただし、ホドルコフスキー逮捕により西側投資家、メディア、国内一部財界によるプーチン流強権政治への懸念との批判に晒されるリスクを織り込みながらも、国内的にはエリツィン時代に我が物顔に振る舞ったオリガルヒへの国民の怨嗟を掬い上げようという声が強く、ロシア内での反発はそれ程強くはなく、短期的には今のところロシア投資に関してはそれ程大きな影響は出ていない。

(参考)

ホドルコフスキー逮捕に至る動きは 2003 年夏から始まっている。以下、時系列で纏めておきたい。

7月2日:Menatep 銀行会長レバージェフ逮捕(肥料会社アパチト株の 20%, 2.8 億ドルの着服)

10月17日:シャフノフスキー・ユコスモスクワ社長起訴。

10月25日:イルクーツクへ向かうホドルコフスキーのチャーター機が、西シベリアのノボシビルスクの空港にて途中給油時に拘束される。モスクワに移送後起訴。容疑は、gazeta.ruによると、詐欺、裁判所決定の不履行、個人による脱税、組織による脱税、公文書偽造、公金使い込み、他人の財産侵害の 7 件で、国家に対して与えた損害は 10 億ドルとされる。モスクワの裁判所は 12 月 30 日までの拘置を承認。

10月30日:最高検察庁が投資銀行「トラスト」を急襲し、口座に保管中のグループ・メナテップの保有するユコス株式 44.1%を差押さえ。ヴォロシン大統領府長官を更迭、メドヴェージェフ大統領府第一副長官を後任に。

10月31日:最高検察庁は上記の 4.6%は解除。現状 39.5%差押さえ中。

11月3日:ホドルコフスキーが Yukos CEO 辞任を表明。

11月4日:ユコス会長の Semyon Kukes がユコスの CEO に就任。クーケスは米国籍ロシア人で、滞米中に Philips、Amoco 勤務の経験がある。ユコスの主要株主ではない。

11月28日:ユコスとシブネフチとの合併が、シブネフチ側の意向により停止。

12月9日:ユコスとシブネフチの合併が白紙撤回。

— 注 —

1 <http://www.mte.gov.ru/files/103/1354.strategy.pdf>

2 *Expert*, 2003.12. No.45.

3 *Argumenty i Fakty*, 2003, No.49.

4 *FSU Energy*, 18 October 2002.

5 『日本経済新聞』, 24 May 2002.

6 *Alekperov*, 2002.

7 『産経新聞』, 29 November 2002.

- 8 *Vedomosti*, 13 January 2003.
- 9 *Nefte Compass*, 27 June 2002.
- 10 *IOD*, 17 December 2002.
- 11 *Sumrow*, 2001.
- 12 *Nefte Compass*, 18 April 2002.
- 13 *Nefte Compass*, 16 May 2002.
- 14 *Reuters*, 16 November 2001.
- 15 金野雄五「ロシアの PS 法改正懸念される資源開発プロジェクトへの悪影響」『みずほ欧米リサーチ』(みずほ総合研究所)第 15 号, 2003 年 6 月 23 日 (<http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/useu-insight/MEAR015.pdf>)